

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 217

処 分 名	興行場営業の許可	
処 分 の 概 要	許可申請に基づいて書類審査及び施設確認を行い、基準を満たす場合には、営業を許可する。	
根 拠 法 令 名	興行場法(昭和23年法律第137号)	
条 項	第2条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	興行場法第2条第2項の規定、及び松山市興行場法施行条例第2条、第3条に適合していること。 【根拠法令】 興行場法 第二条 業として興行場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 【基準法令】 興行場法 第二条 2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。 松山市興行場法施行条例 (設置の場所の基準) 第2条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準のうち、興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 興行場は、排水が極めて悪い場所その他入場者の衛生に支障を来す場所には設置しないこと。ただし、その周囲が耐水材料による排水溝を設ける等排水が容易に行え、かつ、清掃が容易に行える構造であり、及び興行場の床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は地盤面から45センチメートル以上の高さにある等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。 (2) 興行場は、採光及び換気に支障を来さないよう周囲に空地その他適当な空間を設けることができる場所に設置すること。ただし、興行場の採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。 (構造設備の基準) 第3条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準のうち、興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 興行場全般の構造設備は、次の要件を満たすものであること。 ア 外部に開放する窓、給気口、排気口等には、ねずみ及び衛生害虫等の侵入を防止するための金網等を設けること。 イ 清掃及び排水が容易に行える構造とすること。 ウ 入場者が興行を観覧するために利用する場所(以下この条及び次条第2号キにおいて「観覧室」という。)は、舞台等興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画すること。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

エ 観覧室、ロビー、食堂等には、入場者用の便所を設けること。

オ 食堂、売店及び食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けてはならないこと。ただし、当該便所が次室を設けた水洗便所であって、公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。

カ 興行場内(以下「場内」という。)には、各階の観覧室、廊下等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう適当な位置に設けること。

キ 天井は、興行目的に応じ十分な高さを有していること。

ク 入場者用の座布団等を備える場合は、清潔で衛生的に保管できる設備を適当な場所に設けること。

ケ 適当な数の清掃用具及び必要な数の散水用具を備えるとともに、当該清掃用具等を清潔で衛生的に保管できる専用の設備を適当な場所に設けること。

コ 場内には、適当な数のごみ箱を設置するものとし、当該ごみ箱は、不浸透性材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む。次条第2号シにおいて同じ。)、ごみ等が飛散流出しない構造とすること。

サ 必要に応じ、ごみを置く集積場を適当な場所に設けること。

シ 観覧室に土足で入る構造設備の場合は、場内への入口に靴等に付着する泥土を除去するための敷物等を置くこと。

(2) 観覧室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 入場者が、容易に移動、着席及び出入りができる構造とすること。

イ 入場者の衛生及び観覧に支障を来さないよう清掃及び消毒が容易に行える構造とすること。

ウ 十分な広さ及び高さを有し、かつ、適当な数及び広さの出入口並びに適当な数及び広さの観覧席(入場者が興行を観覧するための椅子、座席及び立見席をいう。エ及び第6条において同じ。)を備えること。

エ 映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場その他劇場形態の興行場の場合は、次の構造設備とすること。

(ア) 平場(階上に観覧席がない場合の観覧室前方の平らな床面の部分をいう。)の床面から天井までの高さは3.5メートル以上とし、階上又は階下の場所の床面から天井までの高さは2.1メートル以上とすること。

(イ) 舞台は、観覧室と適切に区画すること。

(ウ) 階上の観覧室の前端には、階下に不潔な物等が落ちないように金網等を設けること。

(3) 空気環境に係る構造設備は、適当な機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給及び排出をすることができる設備をいう。)又は空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給及び排出をすることができる設備をいう。)であること。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気口から常時換気することにより換気が十分に行われる場合は、この限りでない。

(4) 照明設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 特に定める場合を除き、入場者の衛生及び興行に支障を来さないよう、床面から80センチメートルの高さにおいて100ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。ただし、窓等から採光する構造で、自然光線で所要の照度を十分に満たすことができる場合は、この限りでない。

イ 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所その他の入場者が利用する場所並びに電気室及び機械室には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

ウ 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、出入口、非常口、便所その他の入場者が利用する場所には、床面において10ルクス以上の照度を満たす機能を有する電源の異なる補助照明設備を設けること。

エ 映画の映写等のため観覧室の消灯を行う場合は、電圧昇降器等による漸減式照明方法ができる照明設備を設けること。

オ 観覧室には、映写中、演劇中等の場合であっても、床面において常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

カ 出入口、売店及び入場券売場には、床面から80センチメートルの高さにおいて200ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

(基準の緩和等)

第6条 市長は、興行場が仮設若しくは臨時のものである場合又は観覧席が屋外に面している等特殊な理由がある場合は、興行場の特性に応じ公衆衛生上支障を来しないと認める範囲内で、この条例に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

